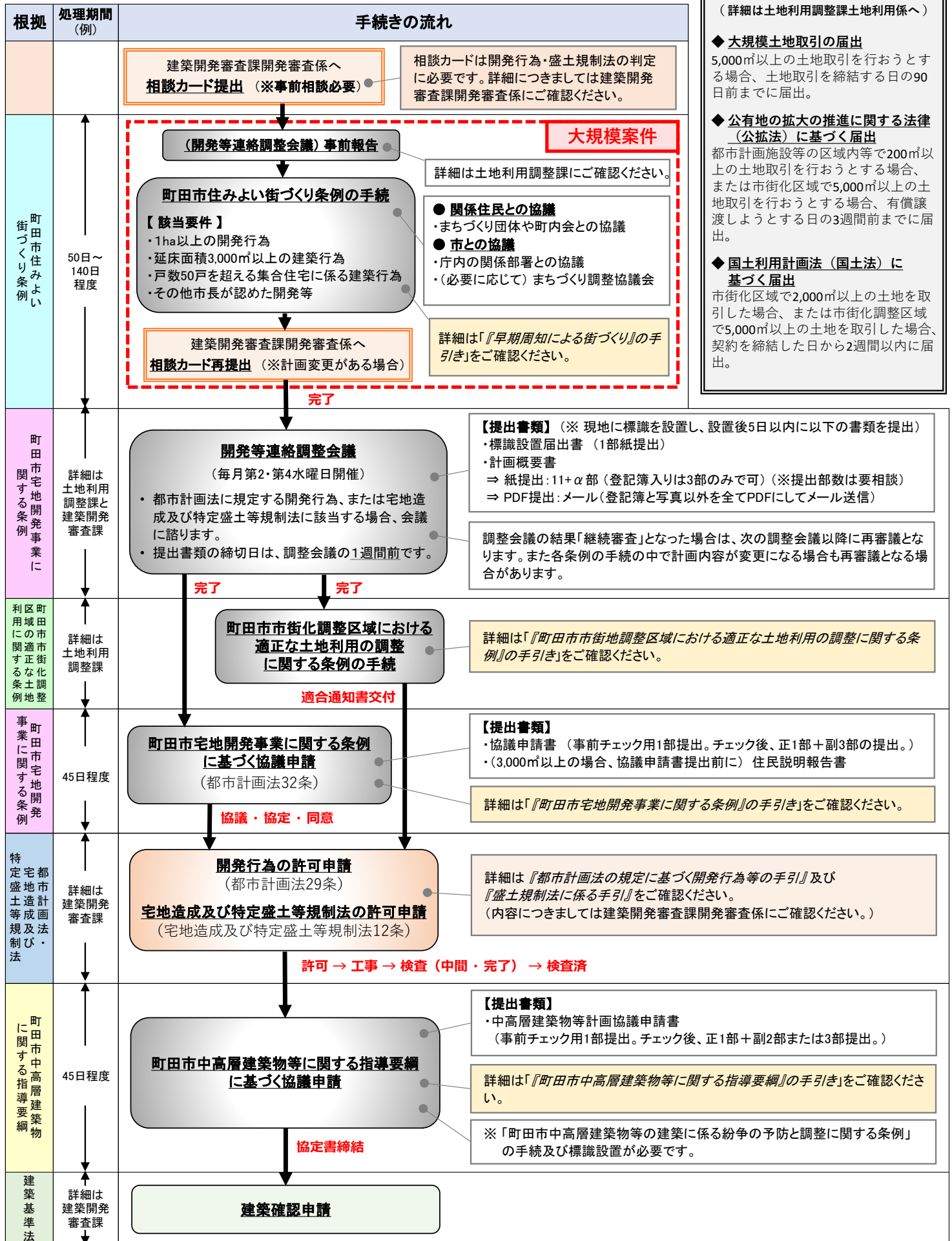


開発および中高層建築物等の手続フロー



【届出が必要な土地取引】 (詳細は土地利用調整課土地利用係へ)

- ◆ **大規模土地取引の届出**
5,000㎡以上の土地取引を行おうとする場合、土地取引を締結する日の90日前までに届出。
- ◆ **公有地の拡大の推進に関する法律 (公拡法) に基づく届出**
都市計画施設等の区域内等で200㎡以上の土地取引を行おうとする場合、または市街化区域で5,000㎡以上の土地取引を行おうとする場合、有償譲渡しようとする日の3週間前までに届出。
- ◆ **国土利用計画法 (国土法) に基づく届出**
市街化区域で2,000㎡以上の土地を取引した場合、または市街化調整区域で5,000㎡以上の土地を取引した場合、契約を締結した日から2週間以内に届出。

※ このフロー図は手続きの流れの概要を示したものであり、詳細につきましては担当者にお問合せください。
 ※ その他、各課協議等で手続が必要な法令・条例等がありますのでご注意ください。
 ※ 処理期間の例はおおよその目安であり、町田市行政手続条例に基づく標準処理期間を示したものではありません。

【お問い合わせ】
 都市づくり部土地利用調整課土地調整係
 電話 042-724-4256